

1 2月2日、フック首相は、COVID19 感染防止対策強化のため、首相公電第 1699 号を發出しました。

～以下抜粋～

2. 地方省市、特に中央直轄市については、保健省が推奨する感染症予防・管理における「5K ルール」の実施を指示し、マスク着用の義務化、隔離地域・集合住宅地域・市場、スーパーマーケット、学校、生産拠点、バス停、港、空港、鉄道駅などの公共交通機関の消毒、特に医療施設での消毒を実施する。宿泊施設、学校、医療施設は、定期的に感染症予防・管理に関する要請とガイダンスの実行について自己評価し、同評価結果を感染予防マップシステムに公開する。

地方省市及び中央直轄市の人民委員長は、感染防止対策、特に感染リスクの高い場所でのマスク着用や消毒等の実施に関する厳格な点検を指示し、違反を犯した組織の長の責任を定期的に確認して処分し、また保健分野における行政違反に対する処分を規定している、9月28日付の政令第117/2020 / ND-CP号の規定に従って違反している組織や個人を処分する。

3. ホーチミン市におけるコロナの感染について、ホーチミン人民委員会は、第三波を起こさせないとの強い精神で、新規陽性者のF1、F2を早急に探しだすこと。

4. 国防省、公安省は、国境の管理を強化し、違法入国を完全に取り締まること。

5. ベトナムに入国する外交官、専門家、投資家、熟練労働者、親族の搭乗するフライトを継続し、経済回復と感染症予防策の確保という2つの目標を実現すべく、ベトナム人労働者の海外渡航のためのフライトを継続する。

外務省は、海外からのベトナム人の帰国を検討するにあたり窓口となり、保健省及び交通運輸省との協力の下、越国内での受入れ及び管理能力、感染症予防・管理策に適した形で、ベトナム人の帰国計画を研究・策定し、在外公館に対しては、真に必要な場合に限り帰国（旧正月の帰国を含む）を検討・許可し、それらの帰国者リストを公安省及び交通運輸省に送り、入国手続やフライトのアレンジを実行する。

中央省庁、地方省市の関連省庁、人民委員会は、外国で足止めをされたベトナム人救済のための公的支援に関する2020年11月28日付の公文書第3298号/ VPCP-QHQTで首相の指示を緊急に実施すること、空港における手続を迅速化し、計画に沿った形で帰国者を隔離施設に輸送し、感染症予防策を確保すること。国防省は隔離施設を十分に準備すること。

交通運輸省は、(1) 入国希望者への航空券販売にあたり、公平性、透明性、正しい対象に対して販売し、不要な値上げや利益追求をせず、違反があれば厳しく処理する。(2) ハノイでの隔離予定である入国者を対象としたフライトを制限する、(3) 感染症の予防の要件を確実に遵守するために、フライトクルー及び客室乗務員の隔離を厳格に実施する。

7. 不要不急の人の多く集まる行事については、引き続き開催を見合わせる。開催する場合には、規定に従い、マスクの着用、消毒などの感染防止・管理策を厳格に実施する。

海外、特にリスクの高い国から来た人々と接触する行事や活動を実施する場合には、保健当局に相談する必要がある。

8. 市中感染が発生した場合には、感染リスクの高いエリアでの隔離を実施するが、その範囲は適切なものとし、人々の生活や生産活動に悪影響の出るほど広く設定しないようにする。